

ID: 1107

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	超過使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例施行規則 第8条第2項（第26条において準用する場合を含む。）		
例 規 番 号	令和 6 年規則第26号		
【根拠条文】 （超過利用） 第8条 利用者は、条例別表第1備考5の規定により、あらかじめ承認を得た時間を超えて施設を利用するときは、事前に指定管理者に申請（以下「超過利用申請」という。）しなければならない。 2 指定管理者は、超過利用申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知する。 3 利用者は、超過利用申請の承認を受けた場合には、条例別表第1備考5の規定による利用料金を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1 日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日